

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度地域医療環境等及び市立病院機能等検討業務委託

2 目的

令和8年度地域医療環境等及び市立病院機能等検討業務に関し、市としての方向性を見定めることを目的として、「令和7年度地域医療環境等及び市立病院機能等検討業務報告書（以下、報告書という。）」を踏まえ、必要な調査を追加し、外部有識者等の意見を交えながら、地域医療環境等及び市立病院（草加市立病院をいう。）の機能等について多角的な視点で詳細な検討を行います。併せて、報告書で提示された経営形態等の選択肢について、実現可能性を検討するために必要となる調査を実施します。

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 委託料の支払方法

業務完了払

5 業務内容

(1) 協議会の運営支援業務

地域医療環境の将来動向を見据えた地域医療提供体制の在り方と、その中における市立病院の役割や機能を検討した上で、それらを将来にわたり持続可能とするために解決すべき課題と解決に向けた方向性について協議するため、外部有識者等で構成される協議会（計6回程度開催予定）の全体設計、企画提案及び円滑な運営を支援する。

ア 全体設計及び企画運営手法の構築

(ア) 委員（学識経験者）候補者の提案

本検討協議会において実効性の高い議論を行うため、当該地域医療環境等及び市立病院機能等について、多角的な視点から横断的に俯瞰できる学識経験者の選定に当たり、趣旨に沿った委員候補者について提案する。

(イ) 議論活性化のためのゲストスピーカーの企画提案

協議会委員の多角的な視点を引き出し、議論をより活性化させるため、必要に応じて特定のテーマや先進事例に精通した外部専門家等（以下「ゲストスピーカー」という。）を企画・提案する。

イ 論点整理

報告書を踏まえ、本年度の協議会で議論すべき論点を整理し、各回の会議内容を作成する。

ウ 会議資料案の作成

各回のテーマに応じた議論喚起用資料（ディスカッション・ペーパー等）案を作成する。なお、専門的な医療経営用語や財務データについては、可能な限り平易な表現等を用い作成する。

エ 詳細な検討に係る追加分析・調査及び情報提供等

報告書の内容を前提としつつ、詳細な検討に必要な追加の分析及び調査を行う。

なお、選択肢の検討においては、市立病院の将来的な資金需要を把握する必要があることから、市が策定した施設整備計画等に基づき、中長期の投資及び資金確保の見通しに関する助言を行う。

オ 進行支援

事務局と連携し、委員から多様な意見を網羅的かつ客観的に引き出すための進行シナリオ骨子案の作成及び当日のファシリテーション支援並びに必要な応じた専門的な解説を行う。

カ 取りまとめ資料の作成

議論のプロセスと協議会としての意見を整理した「協議会報告書」を作成する。

(2) 選択肢について実現可能性に係る調査実施支援

報告書において提示された経営形態等の選択肢に関する実現可能性を検討するために必要となる調査を行う。

ア 調査対象の選定に関する意見交換

イ 主な確認項目の抽出

ウ 調査方法の提案と調査の実施に関する支援

エ 調査対象等に係る公開情報の整理

6 成果物

本業務における成果物は次のとおりとする。

- (1) 協議会運営一式（各回資料案、進行シナリオ骨子案、協議会報告書）

(2) 選択肢実現可能性調査結果報告書

※それぞれ5部（フルカラー印刷）及び電子データで納品するものとする。ただし、電子データは編集可能なファイル形式（原則として、ワード、エクセル、パワーポイント）及びPDFデータとし、グラフ等の作成に使用したエクセルファイル等についても併せて納品すること。また、電子データについては、単独のファイルに加え、項目ごとの分割したファイルとする。

7 提案に当たっての前提条件（提示資料）

受注事業者の選定・業務開始に当たり、発注者は以下の資料を貸与する。この場合、受注者は業務が完了したときに、速やかに返却するものとする。

- (1) 令和7年度地域医療環境等及び市立病院機能等検討業務 報告書
- (2) 直近3ヶ年の病院経営指標・財務諸表
- (3) その他業務遂行上必要と認められる資料等については、協議の上、受注事業者へ適宜貸与するものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、十分な経験を有する者を、業務全般を掌理する専任の担当者として定め、市へ通知するものとする。なお、担当者を変更する場合は、市と協議すること。
- (2) 受注者は、担当課と適宜連絡をとり、業務の進捗状況に支障が生じないようにすること。
- (3) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、別記個人情報取扱特記事項及び別記外部委託における情報セキュリティ遵守事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (6) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生する恐れがあるときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

- (7) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

9 問い合わせ先

草加市健康推進部健康づくり課 日高・川上

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

TEL：048-922-1156（直通）

FAX：048-927-0501

電子メール：kenkoka@city.soka.saitama.jp